もとぶ再発見👀！宿泊体験で魅力発信！

もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）

◆もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）実施要綱

・本事業全体の流れを規定したもの。
・以下「実施要綱」という

＊「実施要綱」は町HPで公開しています。

◆本事業の目的

①新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊事業者の経済的影響を緩和すること。

②宿泊体験を通して町民が本部町の魅力を再発見すること。

③その魅力を町民が町内外に発信するでコロナ収束後に、観光需要の喚起につなげること。

もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）の概要

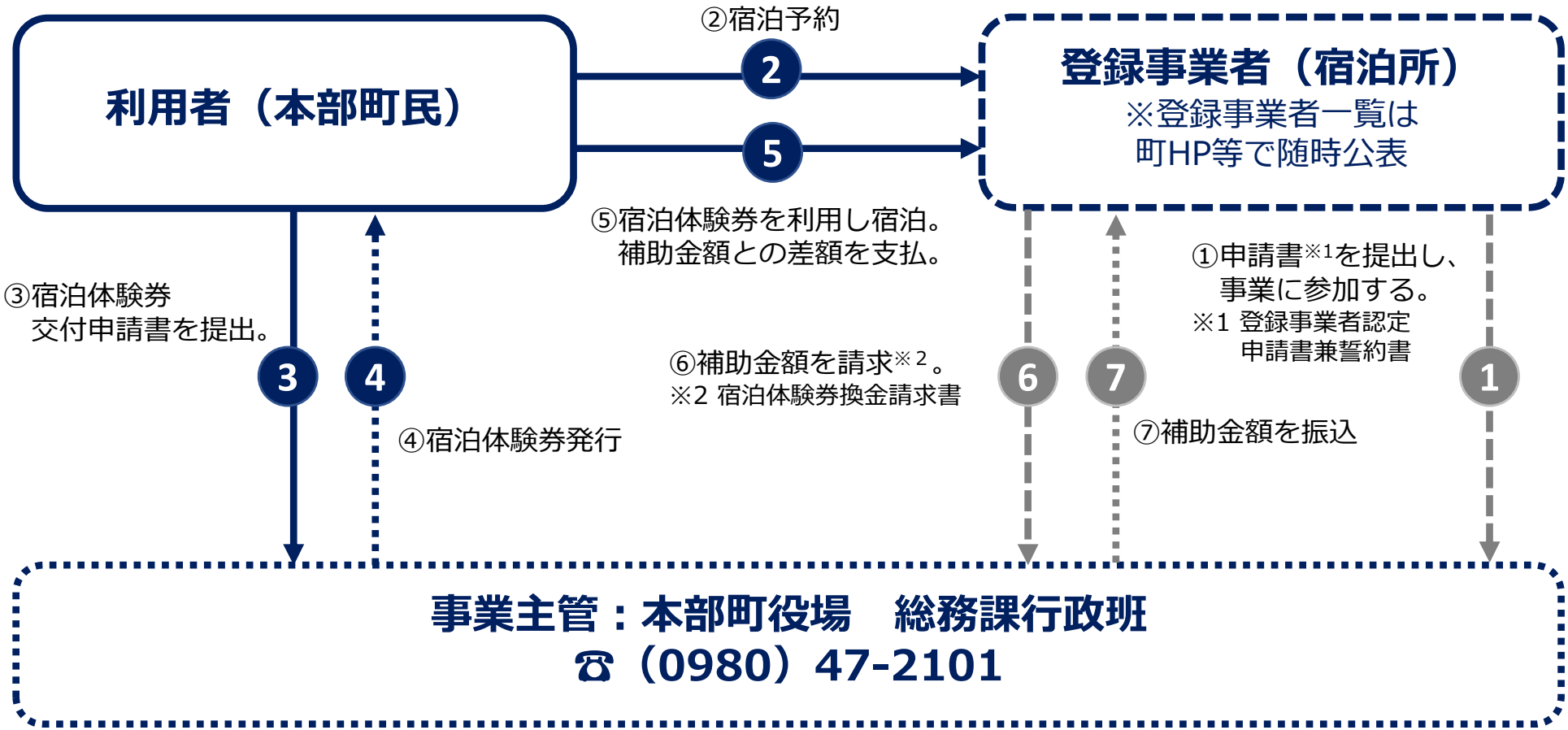

◆宿泊体験の対象者：本部町民

世帯人数	補助金額
単身世帯	宿泊費の75%（上限１万円）
世帯員2人以上の世帯	宿泊費の75%（上限２万円） ＊1人で宿泊の場合は上限１万円

＊補助金額は100円未満切り捨て

◆登録事業者とは

・本部町内で宿泊事業を営む法人または個人で、町に認定をうけた事業者のこと。

◆期間：令和2年9月1日～11月30日

＊予算上限に達した場合は終了期限を待たずに終了します。

◆利用者の流れ ＊実施要綱第3～9条

（２ページ概要図の②～⑤）

②登録事業者一覧から宿泊所を選び、事前に予約
＊予約は電話または公式HP等で行ってください。旅行業者や仲介サイトを介しての予約はできません。

利用者（本部町民）

2

5

登録事業者（宿泊所）
※登録事業者一覧は
町HP等で随時公表

③宿泊体験券交付申請書を提出
（実施要綱 様式第１号）

・申請者の本人確認書類が必要となる。
・一世帯につき一回限り申請できる。

3

4

④宿泊体験券
発行

本部町役場
総務課行政班

⑤宿泊体験券を持参して宿泊。
・補助金額との差額を支払い
・宿泊体験券は宿泊事業者へ提出

＊宿泊料金を前払いした場合は、宿泊証明書を登録事業者が発行し、宿泊者が町へ補助金を請求する。

宿泊体験券について

・使用期限：令和２（2020）年９月１日～11月30日
・宿泊体験券は交換・譲渡・売買できない。
・宿泊体験券は宿泊費（食事含む）のみ使用できる。
・宿泊体験券はGOTOトラベル等、他の宿泊券と併用できない。

世帯人数	補助金額
単身世帯	宿泊費の75%（上限１万円）
世帯員2人以上の世帯	宿泊費の75%（上限２万円） ＊1人で宿泊の場合は上限１万円

＊補助金額は100円未満切り捨て

利用者　事業者

◆利用者の流れ ＊実施要綱第13条
（事前決済の場合）

②登録事業者一覧から宿泊所を選び、事前に宿泊予約して、全額を支払う。 ＊予約は電話または公式HP等で行ってください。旅行業者や仲介サイトを介しての予約はできません。

利用者（本部町民）

登録事業者（宿泊所）
※登録事業者一覧は
町HP等で随時公表

2

5

⑤宿泊体験券を持参して宿泊

6

④宿泊体験券
発行

4

③宿泊体験券交付申請書を提出
（実施要綱 様式第１号）

3

7

8

⑧補助金を
振込

⑥宿泊証明書を発行
（実施要綱　様式第４号）

本部町役場
総務課行政班

⑦宿泊体験券換金請求書を提出
（実施要綱　様式第3-2号）
＊宿泊証明書を添付すること

◆事例集

単身世帯

①宿泊料金 10,000円の場合

10,000円×75％＝7,500円

補助額　＝7,500円
自己負担＝2,500円

②宿泊料金 15,000円の場合

15,000円×75％＝11,250円
11,250円　＞　上限10,000円

補助額　＝10,000円
自己負担＝ 5,000円

2人以上世帯

③宿泊料金 15,000円の場合

15,000円×75％＝11,250円
11,250円　＜　上限20,000円

補助額　＝11,200円
（100円未満切捨）
自己負担＝ 3,800円

④宿泊料金 30,000円の場合

30,000円×75％＝22,500円
22,500円　＞　上限20,000円

補助額　＝ 20,000円
自己負担＝ 10,000円

◆事例集

単身世帯　２組

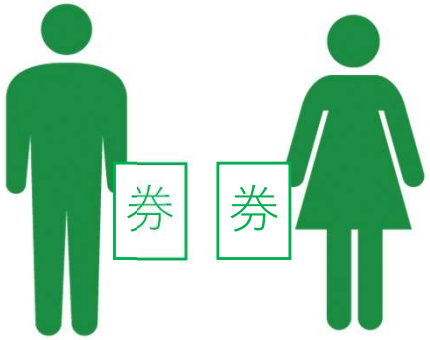

⑤宿泊料金 30,000円の場合

30,000円×75％＝22,500円
22,500円　＞　上限20,000円

補助額　＝ 20,000円
自己負担＝ 10,000円

単身＋2人以上世帯

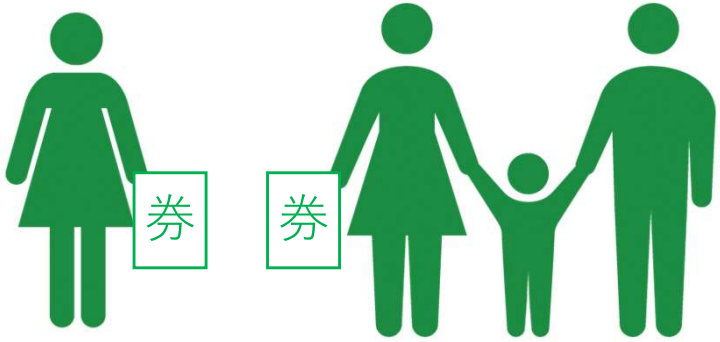

⑥宿泊料金 30,000円の場合

30,000円×75％＝22,500円
22,500円　＜　上限30,000円

補助額　＝ 22,500円
自己負担＝　7,500円

複数世帯で複数の宿泊体験券を利用することは可能
ただし、補助額は宿泊費の75%と上限額合計のいずれか低い方となる。